

事業（取組）		消防業務の事務委託						
連携する市町		さぬき市	東かがわ市	土庄町	小豆島町	三木町	直島町	綾川町
		—	—	—	—	○	—	○
事業概要		消防組織法及び消防法に定める近隣町の消防事務（消防団に関する事務、水利施設の設置、維持及び管理に関する事務並びに水防に関する事務を除く）を高松市が受託し、処理する（委託者は、委託事務に要する人件費及び物件費を負担する）。						
連携して得られる成果		三木綾川広域圏域における消防・防災体制が強化される。						
事業費の見込 （千円）		H28	H29	H30	H31	総計		
		1,107,548	1,098,219	1,069,848	1,069,466	8,622,945		
		H32	H33	H34	H35			
		1,069,466	1,069,466	1,069,466	1,069,466			
役割分担 及び 費用負担の 考え方	高松市	<ul style="list-style-type: none"> 三木町・綾川町・高松市消防業務の事務委託に関する規約に基づき、消防事務の一部を管理及び執行する。 委託経費については、消防業務の事務委託に関する付属協定書及び消防事務委託に関する覚書により算定する。 						
	連携市町	<ul style="list-style-type: none"> 三木町・綾川町・高松市消防業務の事務委託に関する規約に基づき、消防事務の一部を管理及び執行を委託事務する。 消防業務の事務委託に関する付属協定書及び消防事務委託に関する覚書により算定された委託経費を負担する。 						

注）事業費については、毎年度の予算により定める。



三木消防署



西消防署 綾川分署